

2024年8月4日 説教「カエザルに上訴」

使徒の働き 25章 1～12節

パウロは総督ペリクスの前で弁明し、キリストの復活を証しました。ペリクスはこの裁判を延期し、パウロを軟禁しました。その後、ペリクスは妻ドルシラを伴い、パウロから話しを聞きにきました。パウロは敢えて正義と節操と審判を語りました。幾度となくそのようなことがありましたが、パウロの幽閉は2年に及びました。

1. 総督の前の弁論 (1～5節)

①フェスト総督着任 (1) 「フェストは州総督として着任すると、三日後にカイザリヤからエルサレムに上った。」

ペリクスの後を受けて総督になったのはフェストでした。彼はなかなか有能な人物であったようです。着任早々、カイザリヤからエルサレムに向かいました。それはこの州を治めるにあたっては、宗教政策が非常に重要であるという認識があったからです。

②ユダヤ人たちの懇願 (2～3) 「すると、祭司長たちとユダヤ人のおもだった者たちが、パウロのことを訴え出て、パウロを取り調べる件について自分たちに好意を持ってくれるように頼み、パウロをエルサレムに呼び寄せていただきたいと彼に懇願した。彼らはパウロを途中で殺害するために待ち伏せをさせていた。」

一方、フェストを待ち受ける祭司長やユダヤ人たちもこの機会を逃さず、早速にペリクスの時代からの大懸案について訴えました。それは、カイザリヤに軟禁されているパウロをエルサレムに呼び出して、裁判することでした。彼らは総督に取り入り、エルサレムでの裁判を懇願しました。彼らは、パウロがエルサレムに着く前に殺害するつもりでした。

③フェストの答え (4～5) 「ところが、フェストは、パウロはカイザリヤに拘置されているし、自分はまもなく出発の予定であると答え、『だから、その男に何か不都合なことがあるなら、あなたがたのうちの有力な人たちが、私といっしょに下って行って、彼を告訴しなさい。』と言った。」

フェストは経験豊富でしたから、そのような誘導に簡単には乗りません。パウロが拘置中であり、フェスト自身も出発が近いことを理由にして、断ります。しかし、もしどうしてもというなら、ユダヤ人の有力者たちが共にカイザリヤに下って行き、そこで訴えるようにと助言しました。

2. ペリクスの決裁とパウロの監禁 (6～節)

①カイザリヤでの裁判(6) 「フェストは、彼らのところに八日あるいは十日ばかり滞在しただけで、カイザリヤに下って行き、翌日、裁判の席に着いて、パウロに出廷を命じた。」

エルサレムに8日か10日滞在したフェストは、カイザリヤに戻りました。ユダヤ人の有力者たちも一緒でした。彼らは目的通りに、パウロを訴

え、フェストもそれに応じました。そこで、翌日にはパウロを呼び出して裁判が開かれることになりました。

②ユダヤ人たちの訴え (7) 「パウロが出て来ると、エルサレムから下って来たユダヤ人たちは、彼を取り囲んで立ち、多くの重い罪状を申し立てたが、それを証拠立てることはできなかった。」

パウロが出頭し、ユダヤ人たちはパウロを裁くための罪状を申し立てるのですが、フェストからすれば、その訴えは死刑にあたる内容ではなく、その証拠もありませんでした。

③パウロの弁明 8) 「しかしパウロは弁明して、『私は、ユダヤ人の律法に対しても、宮に対しても、またカイザルに対しても、何の罪も犯しておりません』と言った。

パウロも弁明しました。彼はユダ人の言うように、律法を破ることをせず、宮を汚すこともしておらず、カイザルに対しても罪を犯してはいないことを述べました。同じ内容をペリクスの前でも伝えたことでした。

### 3. ペリクスのもとに (24～27 節)

①フェストのパウロへの問い (9) 「ところが、ユダヤ人の歓心を買おうとしたフェストは、パウロに向かって、『あなたはエルサレムに上り、この事件について、私の前で裁判を受けることを願うか』と尋ねた。」

フェストは、ユダヤ人たちの訴えについて、ローマ法に抵触する犯罪がなかった (25:18) と明言しています。しかし、彼としてはユダヤ人たちの頭ごなしに否定できずに気を使い、パウロに尋ねました。それは、エルサレムに行って、裁判を受けるかどうかというものでした。

②カイザルへの上訴 (10～11) 「すると、パウロはこう言った。『私はカイザルの法廷に立っているのですから、ここで裁判を受けるのが当然です。あなたもよくご存じのとおり、私はユダヤ人にどんな悪いこともしませんでした。もし私が悪いことをして、死罪に当たることをしたのであれば、私は死をのがれようとはしません。しかし、この人たちが私を訴えていることに一つも根拠がないとすれば、だれも私を彼らに引き渡すことはできません。私はカイザルに上訴します。』

パウロは自分がローマ皇帝の前に、裁判を受けていること、ユダヤ人に対しても死罪にあたるようなことはしていないこと、彼らの言うことには根拠がないと伝え、カイザル (ローマ皇帝) への上訴を述べました。

③フェストの決裁 (12) 「そのとき、フェストは陪席の者たちと協議したうえで、こう答えた。『あなたはカイザルに上訴したのだから、カイザルのもとへ行きなさい。』」

フェストとしても、ローマ市民であるパウロが上訴したことを受けて、陪席者と協議しました。そして、上訴したのだから、もはやフェストの管轄の下にはなく、カイザルの所に行きなさいと命じたのでした。

### 《結論》

「私はカイザルに上訴する」(11 節)とパウロは宣言しました。ある人は言うかもしれませんが。それは保身ではないか。堂々とエルサレムに行って、裁判を受けたらどうか。イエス・キリストは自らが十字架にかかることを知っていて、エルサレムに入られたのではないかとパウロを批判するかもしれませんが。しかし、パウロの場合は、もしエルサレムに向かったならば、裁判を受ける前に、ユダヤ人によって殺されることになったでしょう。確かに、そのことを認識していても、エルサレムに向かい殉教する道もあったでしょう。

しかし、パウロには、約束のお言葉がありました。使徒 23 章 11 節「その夜、主がパウロのそばに立って、『勇気を出しなさい。あなたは、エルサレムでわたしのことをあかししたように、ローマでもあかししなければならない。』と言われた」。それは、主から直接いただいたお言葉ですから、彼には何としてもローマに行って、主を証ししなければならないという使命感がありました。ですから、自分が持っているあらゆることを用いてローマへの道を進もうと思ったのです。彼がカイザルに上訴するにあたっては、ローマの市民権を用いました。また、ユダヤ人たちの訴えがどれだけ理屈から外れているかを述べ、できるだけローマ法のもとに裁かれる道を選んでいったのです。実を言えば、当時のローマの皇帝 (カイザル) はネロであり、後の時代にはキリスト教徒を大迫害する皇帝でしたが、そんなことは考えませんでした。ともかく彼にとってはローマに行くことが御心であると確信していたのです。

かつてアブラハムに「あなたは生まれ故郷、あなたの父の家を出て、わたしが示す地へ行きなさい。そうすれば、わたしはあなたを大いなる国民とし、あなたを祝福し、あなたの名を大いなるものとしよう」(創世記 12:1)と約束されました。子供がいないアブラハムが大いなる国民とする。祝福すると約束されたのです。そして、彼に、イサクが与えられ、この約束はイサクにも受け継がれ、さらにその子ヤコブ (イスラエル) にも受け継がれていき、ヤコブの 12 人の子供は 12 部族を形成していくのです。お約束は成就されていったのです。

桜台 4 丁目の小学校の前の家を借りて、伝道所として、宣教をしている時代がありました。1985 年～88 年ぐらいです。その時に与えられた御言葉がありました。「わたしは、裸の丘に川を開き、平地に泉をわかせる。荒野を水のある沢とし、砂漠の地を水の源とする。わたしは荒野の中に杉や、アカシヤ、ミルトス、オリーブの木を植え、荒地にもみの木、すずかけ、檜も植える」(イザヤ書 41:18～19) 霊的に枯れた所に川、泉、沢を与え、砂漠を水の源とします。さらに荒地には様々な木々が植えられるというのです。この御言葉を書いて、机の横の壁に貼って祈りました。主はこれまでもそのお言葉を実現してくださいましたが、今でもこのお約束が真実であると信じています。

あなたは聖書の言葉を神の御言葉であると信じますか。信じるなら祈って読んでいきましょう。主は約束の御言葉を、聖書を通して与えてくださいます。御言葉をいただいたら、それを忘れないようにしましょう。覚えていきましょう。御言葉立証の時に伝えましょう。主はそこに真実を示してくださいます。